

2021年度(令和3年度) 教育・保育施設の「利用定員」について

1 利用定員について

「利用定員」とは、子ども・子育て支援新制度における、施設・事業者が給付の対象となることの「確認」を受ける際に設定が必要な定員のことで、施設ごとの過去の利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、「認可定員」の範囲内で定める定員のことです。「利用定員」は、施設の設置者等からの申請に基づき明石市が定めますが、設定に際しては、子ども・子育て支援法第31条第2項により、関係者の意見聴取を行うこととされています。

「認可定員」とは、施設の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員を指します。「認可定員」の範囲内で利用定員を設定するが、「認可定員」＝「利用定員」を基本としています。

2 明石市内の教育・保育施設等の利用定員（予定）

年月日	総数	1号	2号	3号
令和2年4月1日	10,360	2,872	4,157	3,331
令和3年4月1日	11,762	3,051	4,743	3,968
増減数	+1,402	+179	+586	+637

令和3年4月1日においては、令和2年度中の待機児童対策に伴う保育所、認定こども園、小規模保育園等の整備により、2号、3号の保育所部分の利用定員が1,223名増加しています。1号定員（幼稚園部分）については、認定こども園への移行による増員や、公立幼稚園の3歳児受入拡大等により、179名増加しています。

※上記変更後の利用定員には、令和3年4月1日で新規開園予定等の施設を含んでいます。

認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する児童	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する児童	保育所 認定こども園 小規模保育事業所

※支給認定には3つの区分があり、その区分に応じて、利用できる施設など（幼稚園、保育所、認定こども園等）が決まります。

（「保育の必要な事由」とは、就労、妊娠・出産、疾病・障がい、介護・看護等です。）

3 令和3年4月1日の教育・保育施設等の利用定員増加施設（予定）

(1) 新規開園予定の施設

施設名		総数	1号	2号	3号
保育所 (7園)	みらい保育園	80	-	55	25
	上ノ丸くじら保育園	60	-	36	24
	ステラート保育園	90	-	60	30
	うわがいき保育園	108	-	60	48
	めいなん虹保育園	60	-	30	30
	きらりん保育園	80	-	45	35
	ぽっかぽっかにつけ保育園朝霧	80	-	45	35
認定 こども園 (2園)	めいまいピーノこども園	109	6	70	33
	海岸通りあすのこども園	132	9	75	48
分園 (こども園) (1園)	うみの風こども園 分園(仮)	21	-	-	21
分園 (保育所) (1園)	さわの保育園 分園(仮)	15	-	-	15

小規模 (8園)	スターキューピット保育園	19	-	-	19
	ほしぞら保育園	19	-	-	19
	おおぞら保育園魚住園	19	-	-	19
	ゆたかの花保育園	15	-	-	15
	フルーツカットおおくぼみなみ保育園	19	-	-	19
	ゆりのきちいさな COCORO	19	-	-	19
	おおぞら保育園西新町園	19	-	-	19
	リトルワールドおおくぼ園	19	-	-	19
計		983	15	476	492

(2) 認定こども園移行施設

施設名		総数	1号	2号	3号
認定 こども園 (5園)	山手台こども園	30	10	17	3
	すみよしこども園	15	15	-	-
	スイートキューピット保育園	15	15	-	-
	ドリームキューピット保育園	15	15	-	-
	リトルキューピット保育園	15	15	-	-
計		90	70	17	3

(3) 増築施設

施設名		総数	1号	2号	3号
保育所 (1園)	すばる保育園	60	-	47	13
計		60	-	47	13

(4) 企業主導型（認可外施設）

施設名		総数	1号	2号	3号
企業主導型	申請中（8園）	163	-	34	129
計		163	-	34	129

(5) 3歳児受入枠拡充（公立）

施設名		総数	1号	2号	3号
幼稚園	3歳児受入拡大（10園）	94	94	-	-
計		94	94	-	-

(6) 利用定員を増加する既存施設

施設名		総数	1号	2号	3号
認定 こども園 (1園)	うみの風こども園	12	-	12	-
計		12	-	12	-
上記(1)~(6) 合計		1,402	179	586	637